



## 「サッポログループ人権方針」を策定

サッポロホールディングス(株)は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠した「サッポログループ人権方針」(以下「本方針」といいます。)を策定しました。本方針は、「サッポログループ企業行動憲章」に基づいた人権に関する最上位の方針として、サッポログループ全ての事業活動における基盤となるものです。

サッポログループは、1876年に北海道・札幌の地で「開拓使麦酒醸造所」として創業して以来、ビール事業はもとより酒類、食品・飲料、外食、不動産へすそ野を広げ、経営理念に「潤いを創造し豊かさに貢献する」を掲げ、生活の様々な場面に関わってきました。事業を行う過程で直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、私たちのビジネスに関わる全ての人々の人権を尊重するために、ここに本方針を定め、これを指針として人権尊重の取り組みを推進していきます。本方針は、サプライヤーを含む全てのビジネスに関わる皆様にも本方針を理解し、ご支持いただくことを期待しております。

当グループは、サッポログループ サステナビリティ方針「大地と、ともに、原点から、笑顔づくりを。」(注1)を掲げています。これからも、全てのステークホルダーからの信頼を向上させ、誠実な企業活動を実践し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

### 【サッポログループ人権方針】

<https://www.sapporoholdings.jp/csr/employee/diversity/respect/>

(注1) サッポログループ サステナビリティ方針

<https://www.sapporoholdings.jp/csr/plan/>

以上